

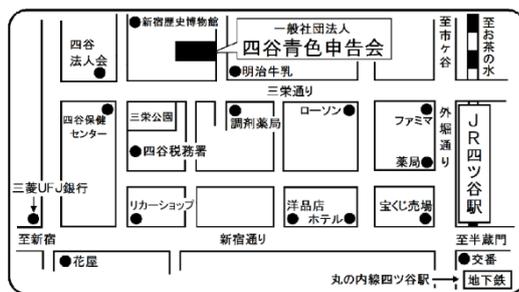
一般社団法人 四谷青色申告会



会報よつや

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12-58 四谷税経ビル1階

第 574 号 電話 03-3351-6195 FAX 03-3351-9500
(ホームページアドレス) <http://www.taxpayer.or.jp>



発行所 一般社団法人 四谷青色申告会
発行責任者 伊 東 克 朗

年末指導会のお知らせ

・会場 申告会事務所

指導開始時間：午前9時・10時・11時

午後1時・2時・3時(指導時間、概ね1時間)

(但し、正午から午後1時までには昼休みとさせていただきます。)

・期間 **11月8日(金)～12月7日(土)**

予約制



・指導を行わない日 下記①・②の期間は、
年末指導会は行いません。

①土日祝祭日(但し、**11月9日(土)/12月7日(土)は実施します。**)

②11月29日(金)

(一社) 四谷青色申告会では、年末指導会は**完全予約制**とさせていただきます。

ご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、ご来所いただく際には下記留意事項をご確認ください。

【 留意事項 】



- ①ご来所はできる限りお一人様でお願いいたします。
- ②マスクの着用はご本人の判断でお願いします。(職員は原則着用しません。)
- ③発熱・咳・くしゃみ等体調のすぐれない方は、予約を変更のうえ改めてご来所ください。

税制改正要望運動にご協力を！

10月号で配布致しました「ハガキによる税制改正要望運動」にご協力をお願いしています。

都議会議員の先生に要望事項実現のために陳情ハガキを出しましょう。

要望1. 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。

要望2. 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。

要望3. 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。



☆去る九月十一日(水)、吉住健一
新宿区長へ固定資産税及び都市計画税の軽
減措置の継続を求める請願・陳情をおこな
った伊東会長(新宿会 小松副会長同行)



伊東克朗 会長



高岡典彦 四谷税務署長様



和やかな雰囲気の中
談笑する出席者

◇理事会・青色協議会開催◇

去る八月九日(金)グランドヒル市ヶ谷において理事会終了後、青色協議会(白樺東の間)が新しく四谷税務署へ着任されました高岡署長様をはじめ署の方々にご臨席を頂き開催されました。協議会は会長挨拶、署長様挨拶の後に渡辺副署長様の乾杯のご発声のもと、立食による懇親会へと移り、署の方々にご出席の方々との懇談が行われ盛会裡のうちに終了しました。



金八さんのお茶席話

「におい」

「夏場の男性の体臭が苦手」と SNS に投稿したところ、大炎上↓事務所解雇になったフリーの女子アナが話題になった。まあ男性、動物のオスはおしなべて「臭い」ですから(笑)。中学生くらいの新陳代謝が活発な年代って、何人かが部屋にたまっているとホントに「男臭い」ですからね。でもよくやり玉にあげられる「加齢臭」。これって原因となる物質「ノネナール」は資生堂が1999年に発見したとか。だからまだ臭い始めて25年(笑)。その一段下に「ミドル脂臭」というのまであるそうですから、よくよく男性特有の臭いや体臭、汗臭が不快に感じる人が増えたのか、それともそれらの臭いがキツくなったのか。衛生観念の高まりや、食生活の変化もあるでしょう。「時代とともに臭ってきた」って表現がテキトーですね。「タバコ臭」「喫煙臭」なんて。選別されて当たり前前の世の中ですから。実は落語家って「におい」を重視するんです。



三遊亭金八

寄席芸人の匂い、断家の匂い…これらは3年から5年、寄席の楽屋での前座修行があつてこそ、身につくものだと言われていきます。断家たるものは落語だけ上手く出来て、それで良いってもんじゃありません。それなりの雰囲気を持ってないといけない…ということですよ。言い換えれば「空気」「フェロモン」「オーラ」にあたりますかね。実際、売れっ子芸人さんが舞台に出ただけで「パツ」と明るくなる、雰囲気ガラッと変わる…なんていうのはよくあるハナシ。

また入ってきたばかりの、ウブで頼り無げな若い子が、5年10年と経つうちに会った途端「どーも、金八師匠！相変わらず色男！」なんて(笑) におい以上に「この世界の垢」にべっとり染まった風になるのも珍しくありません。

やはり人間は「無臭」にはなれないし、それじゃ面白くない。もっとこちゃこちゃしてこそその世の中だと思えます。「芸術は混沌だ」(笑)

中退共制度についての6つのポイント!

POINT 1 掛金の一部を国が助成 初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を控除する事業主に、国が掛金の一部を助成します。(注1)	POINT 2 掛金月額を選択 掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額を変更も可能で、賃金や勤続年数等を基準にして設定できます。	POINT 3 簡単な管理 掛金は口座振替で手配がかりません。また、従業員ごとの勤付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、管理が簡単です。
POINT 4 短時間労働者の特典 短時間労働者には、一般の従業員より低い特許掛金月額も用意しています。また、新規加入時の掛金助成に上乗せがあります。	POINT 5 掛金は非課税 掛金は法人企業の場合は掛金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。(注2)	POINT 6 ポータビリティ 従業員が転職時にすでに積み立てられていた退職金を引き継ぐことが可能な適用制度があります。(注3)

(注1) 一部対象外があります。(注2) 資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人企業には、非課税の特典が適用されません。(注3) 条件があります。

青色申告会がパナソニック ホームズと提携

家づくりサポート

青色申告会 Panasonic Homes

会員様限定 **特典多数** ご用意しています。
ぜひ、四谷青色申告会へご相談ください!

小規模事業者経営改善資金

※1 商工会議所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。推薦には条件があります。
※2 新宿区より、初回から36回までの利子支払い額の30%を補助します。

- ◎ 融資制度額 2,000万円
- ◎ 金利 1.45% (2024年9月1日現在)
- ◎ 担保・保証人 不要(保証協会の保証も不要)
- ◎ 返済期間 7年以内(設備資金は10年以内)

※この融資限度額、返済期間の取り扱いは2025年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

<問合せ先> 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿4F
東京商工会議所 新宿支部 3345-3290

※東京商工会議所の会員・非会員の方を問わずご利用できます。

法律相談

原則: 第二~第四火曜日
13~16時
弁護士による無料相談
予約が必要ですのでお電話で左下記へ。
(事業の相談に限ります)

経営相談

平日 9:30 ~ 17:00

会員特典 一般社団法人 四谷青色申告会の 3つの終活サービス

安心の全国対応 24時間365日 相談無料

①「葬儀支援サービス」
万が一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。電話1本で全国の厳選した葬儀社をご紹介。
☎ 0120-421-493

②「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。電話1本でお近くの専門会社をご紹介。
☎ 0120-204-122

③「家族のための相続手続」
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください! 年間10,000件を超える相続手続を手がけてきたNCPグループをご紹介。
☎ 0120-204-122



年末調整・確定申告に必要です

～年末調整や申告に必要な証明書類の発送時期の目安です～

- ・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書 10月中旬位～
- ・国民年金の証明書 11月上旬位～
- ・国民年金基金の証明書 10月下旬位～
- ・小規模企業共済掛金払込証明書 11月中旬位～
- ・国民健康保険料決定通知書 6月中旬～
- ・後期高齢者医療保険 7月中旬～
- ・介護保険料納入通知書 4月上旬・7月～
- ・住宅ローンの年末残高証明書 10月上旬位～

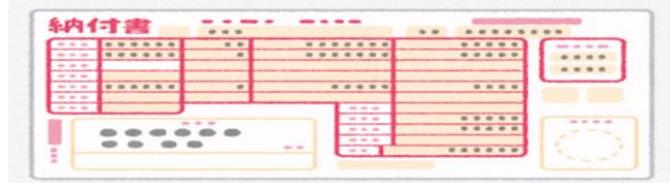
※年末調整や確定申告の際には
1月～12月の支払分が必要です。
国保等の保険料の通知は「年度」(4月～3月)で送られてきます。1～3月分は前年度分でご確認ください)

年末指導会のお知らせ

ご持参頂くもの

①年末仮決算

- ◇令和4・令和5年分決算書・確定申告書控 ◇帳簿類(固定資産台帳等も含む)・預金通帳(事業用)
- ◇弥生会計の方はデータ(銀行預金残高等を照合しておいて下さい。)
- ◇掛売上、掛仕入がある場合はその資料(請求書等) ◇筆記用具、電卓
- ◇税務署より源泉税納付書等が届いた方はその書類



②年末調整

- ◇源泉台帳(住所・氏名・生年月日等・毎月の支給額・賞与を記入して下さい。又、裏面に署名・捺印して下さい。)
- ◇源泉税納付書(7月(1～6月分)に納付した領収書もご持参ください。)
- ◇令和6年分の生命保険料、損害保険料、小規模企業共済などの控除証明書
(損害保険料は地震保険料と長期損害保険料に限られます。)
- ◇令和6年分の社会保険料(健康保険料、介護保険料等)の額と社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書等
- ◇配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の令和6年分所得の見積額 ◇その他年末調整に必要な書類

(注) ① 10万円以上の固定資産を購入された方はその資料(内訳や金額の分かるもの)を、
お持ち下さい。

② 消費税簡易課税制度選択・選択不適用の届出書の提出期限等は選択のしようとする
若しくは、選択をやめようとする課税期間の初日の前日までです。

※減価償却の計算書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。 ☎：03-3351-6195
新たに10万円以上の減価償却資産を購入された方もご連絡ください。(資産名、数量、購入日、購入金額など)

※10月の土曜記帳相談会はお休みさせていただきます。